

- 5、 遺族の物品は贈與し不償付す
- 6、 遺族支給日付は二十日及び五日の二回あり
- 7、 四日夏の請負人側は先日の紙文書より回答しそのひびる
- 8、 四日回答するところ其の紙の裏面に答を添し、登
- 9、 第一紙遺族支給を以て四日、第二紙は遺族の賃金勤上
- 10、 人員
- 11、 員弁は夏より請負人高木種次郎に譲り譲りしところ同
- 12、 秋末まで受けわたる不請負人側は三日迄を請負し次の労働
- 13、 01、 火薬庫勤務は既述の三階にせざる
- 14、 02、 既述の火薬庫勤務は既述の三階にせざる
- 15、 03、 既述の火薬庫勤務は既述の三階にせざる
- 16、 04、 既述の火薬庫勤務は既述の三階にせざる
- 17、 05、 既述の火薬庫勤務は既述の三階にせざる
- 18、 06、 既述の火薬庫勤務は既述の三階にせざる
- 19、 07、 既述の火薬庫勤務は既述の三階にせざる
- 20、 08、 既述の火薬庫勤務は既述の三階にせざる
- 21、 09、 既述の火薬庫勤務は既述の三階にせざる
- 22、 10、 既述の火薬庫勤務は既述の三階にせざる

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

- 3、 一般従業員中より共済委員を出すことを認む
 - 4、 現場係員は負傷者の取扱を親切にする
 - 5、 休憩所は更に一箇所増設する
 - 6、 現在の共済會を廢し従來の掛金は八月分の給料支拂日
 - 7、 採石賃金は一臺に付貳錢増額し運搬賃金を一割増額す
 - 8、 火薬單價を一本より五厘値下す
- 本條項に對する再交渉は絶對拒絶すると共に本回答に異議ある者は就業を拒否す
- 右回答に對し従業員一同不穩の傾向ありし爲小倉警察署員並に製鐵所現場主任の勸告に依り請負人側は更に日傭労働者の賃金に對しては五分乃至一割の増額をなす、但し各人一率ならずと回答したるも、従業員側では賃金の